

新宿区教育委員会会議録

平成23年第12回定例会

平成23年12月7日

新宿区教育委員会

平成23年第12回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成23年12月7日(水)

開会 午前 9時35分

閉会 午前10時25分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

| | | | |
|-------|---------|----------|---------|
| 委 員 長 | 松 尾 厚 | 委員長職務代理者 | 熊 谷 洋 一 |
| 委 員 | 菊 池 俊 之 | 委 員 | 白 井 裕 子 |
| 委 員 | 羽 原 清 雅 | 教 育 長 | 石 崎 洋 子 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 次 長 | 蒔 田 正 夫 | 中 央 図 書 館 長 | 野 田 勉 |
| 参 事 | | | |
| 教 育 調 整 課 長 | 小 池 勇 士 | 教 育 指 導 課 長 | 工 藤 勇 一 |
| 事 務 取 扱 | | | |
| 教 育 支 援 課 長 | 齊 藤 正 之 | 学 校 運 営 課 長 | 本 間 正 己 |
| 副 参 事 | 向 隆 志 | 統 括 指 導 主 事 | 横 溝 宇 人 |
| 統 括 指 導 主 事 | 小 坂 和 弘 | 統 括 指 導 主 事 | 長 田 和 義 |

書記

| | | | |
|-----------|---------|---------------|---------|
| 教育調整課管理係長 | 久 澄 聰 志 | 教 育 調 整 課 主 査 | 安 川 正 紀 |
| 教育調整課管理係 | 高 橋 和 孝 | 教 育 指 導 係 主 査 | |

議事日程

議 案

- 日程第1 議案第65号 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第66号 新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案67号 第三次新宿区子ども読書活動推進計画（素案）について
- 日程第4 議案68号 平成23年度新宿区一般会計補正予算（第5号）

報 告

- 1 第三次新宿区子ども読書活動推進計画（素案）に対するパブリックコメントの実施について（中央図書館長）
- 2 その他

◎ 開 会

○松尾委員長 ただいまから平成23年新宿区教育委員会第12回定例会を開会します。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、菊池委員にお願いいたします。

◎ 議案第65号 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

◎ 議案第66号 新宿区教育委員会の教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例

◎ 議案第67号 第三次新宿区子ども読書活動推進計画（素案）について

◎ 議案第68号 平成23年度新宿区一般会計補正予算（第5号）

○松尾委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第65号 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」「日程第2 議案第66号 新宿区教育委員会の教育長の給料等及び勤務等に関する条例の一部を改正する条例」「日程第3 議案第67号 第三次新宿区子ども読書活動推進計画（素案）について」「日程第4 議案第68号 平成23年度新宿区一般会計補正予算（第5号）」を議題とします。

○教育長 「日程第4 議案第68号 平成23年度新宿区一般会計補正予算（第5号）」については、平成23年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会において公開による審議の場合、具体的かつ重要な討論、質疑ができないおそれがありますので非公開による審議をお願いしたいと思います。

○松尾委員長 ただいま教育長から非公開による会議の発議がございました。

「日程第4 議案第68号 平成23年度新宿区一般会計補正予算（第5号）」を非公開により審議することに御異議ございませんか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 それでは、議案第65号から議案第67号を審議した後、議案第68号を非公開により審議いたします。

では、議案第65号、議案第66号及び議案第67号を議題とします。

説明を教育調整課長からお願いいたします。

○**教育調整課長** それではまず議案概要をご覧いただきたいと思います。

第65号議案、新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

新宿区特別職報酬等審議会の区長等の給料の改定の答申を踏まえて、教育委員の報酬改定をするというものでございます。

改定内容ですが、委員長及び委員長職務代理者の報酬の額を0.2%、これは特別区の人事委員会勧告の公民較差でございますが、その分を引き下げるというものでございます。

具体的には委員長、月額30万8,000円を30万7,000円、委員長職務代理者につきましては月額26万2,000円を26万1,000円、その他の委員の月額については改定がございません。

施行日は平成24年1月1日、提案理由でございますが新宿区教育委員会の委員の報酬の額を改定するほか、規定を整備する必要があるためでございます。

次に第66号議案、新宿区教育委員会教育長の給料等及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちらも概要をご覧ください。内容的には答申を踏まえてということが同じでございます。教育長の給料を改定するというので、改定内容につきましては教育長の給料の額を0.2%下げるということでございます。月額でいたしますと79万6,000円を79万4,000円、2,000円の減額ということでございます。

施行日につきましては平成24年1月1日でございます。提案理由、新宿区教育委員会教育長の給料の額を改定する必要があるためでございます。

次に第67号議案でございます。第三次新宿区子ども読書活動推進計画（素案）についてでございます。詳細につきましては、この後、補足資料に基づきまして、中央図書館長から御説明させていただきます。

提案理由でございます。子どもの読書活動の推進に関する法律第92項に基づき作成した、第二次新宿区子ども読書活動推進計画が平成23年度で終了することに伴い、新たに第三次新宿区子ども読書活動推進計画を定める必要があるためでございます。

○**中央図書館長** それでは第三次新宿区子ども読書活動推進計画（素案）について御説明をさせていただきます。

報告1の資料をご覧ください。

第二次新宿区子ども読書活動推進計画が平成23年度で終了することから、これまでの施策

の成果や取り組みの内容等を検証するとともに、新宿区子ども読書活動推進会議及び全庁的に関連する部署からの意見を反映させて、本計画（素案）を作成するものでございます。

1の第三次新宿区子ども読書活動推進計画の基本方針、（1）の計画の性格ですが、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条に基づき策定し、新宿区総合計画及び実行計画、そして次世代育成支援計画と整合性を図った計画です。

次に（2）の計画の視点です。この計画の素案を策定するに当たって3つの視点を設けました。

1つ目は、①家庭、地域ぐるみの読書活動推進のための環境づくりです。子どもの読書活動の推進に関する法律第10条には、子ども読書の日の規定があります。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、子ども読書の日を設け、4月23日と規定しています。

子ども読書の日と関連いたしまして2000年が子ども読書年となったことから、4月23日から5月12日の約3週間を子どもの読書週間として読書活動の取り組みが行われています。区立図書館では今までもこの期間中はさまざまな取り組みを実施しています。今後は図書館だけでなく、子ども読書の日、読書週間のPRを学校、保育園、幼稚園、児童館等全体で取り組んでまいります。

次に②といたしまして、区立図書館、子育て関係施設における読書活動の推進です。子ども図書館や地域図書館の児童室、児童コーナーでは、親子が気軽に図書館を利用できる環境づくりに努めています。現在でも図書館には親子が読み聞かせのできるスペースがありますが、これからもそういった環境をPRしていくとともに、図書館資料の充実を図ってまいります。

また、図書館では、学校や保育園、児童館に対して団体貸し出しを実施しています。小・中学校に対しては、21年度から調べ学習に対応できるように学習支援便貸し出しを本格実施しておりますが、より円滑な実施に努めてまいります。

また新たなセット貸し出し、小・中学校の朝読書等に適している40冊をセットしたもので、ファクスや電話で申し込みがあると、図書館から配送するものでございますけれども、そういったセット貸し出しの種類を増やしてまいります。

さらに幼稚園や保育園児向けの絵本、物語を集めたセットを新たに作成し、団体貸し出しを行ってまいります。

次に③の学校における読書活動の充実です。区立小・中学校におけるこれまで行っている

教員への研修会の内容の改善や工夫を図り、充実させていきます。また司書等の資格を有する学校図書館司書を配置し、児童・生徒への読書案内やレファレンス、読み聞かせ、ブックトーク等学校での読書活動の充実を図ってまいります。

続きまして（３）の計画の５つの数値目標です。現在の第二次推進計画を検証した結果、第三次推進計画では次のような５つの目標を設定いたしました。この目標は量の大きさをあらかわすだけではなく、質的な高まりをあらかわすものも設定いたしました。

①の区立図書館の子どもの延べ利用人数から③の区立小・中学校の児童・生徒の不読者率の減少につきましては第二次推進計画の目標項目を継続して設定し、子どもの読書環境の充実に取り組んでまいります。ただし、数値目標につきましては、①の区立図書館の子どもの延べ利用人数の増加の中学生につきましては、さらに高い数値を設定しております。

④、⑤は新しく項目を設けたものでございます。④は１カ月間に学校図書館で本を読んだり借りたりした児童・生徒の割合の増加です。小・中学校に学校図書館司書が25年度から配置する予定に伴いまして、児童・生徒が学校図書館をどれだけ活用しているかを検証してまいります。もう一つは⑤の読書が好きな児童・生徒の割合の増加です。先ほどの質的な数値目標の設定ということで新しく設定をさせていただいたものでございます。

続きまして、現在の第二次推進計画の成果については、素案の全文のほうで御説明をいたしたいと思っております。素案の全文の４ページをお開きください。

現在の第二次推進計画の成果についてでございますが、（１）の家庭・地域への読書活動の支援では、絵本でふれ合う子育て支援事業では、新たに保健センターで実施している３歳児健診時に絵本の読み聞かせを実施し、図書館で絵本配布を行うことができました。また就学前児童、小学生の保護者を対象とした、親力の向上講座を開催し、親子の読書活動の支援を行ってまいりました。

②の図書館では、子どもが本に楽しみ、本の楽しさを実感できるように、同年代の子どもたち、小学３年生以上が集まる機会を提供した読書塾を開催し、また小・中学校の学校図書館の自主的な運営を支援するため、図書館司書の派遣を行いました。

（３）の学校では、調べ学習の授業に、新たに図書館からの団体貸し出しを積極的に活用し、朝読書、読書習慣の取り組みも全校で行っております。

（４）の幼稚園・保育園・子ども園では、すべての園で子どもへの読み聞かせや絵本の貸し出しを行っています。また図書館の団体貸し出しも多く利用されております。

（５）の児童館等では、図書室の蔵書の充実や書架の更新が行われました。

続いて、第二次推進計画数値目標の達成状況でございます。6ページをご覧ください。

第二次推進計画では5つの数値目標を設定し、毎年度、新宿区子ども読書活動推進会議で進捗状況を報告し、進行管理を行っております。1の子どもの延べ利用人数の増加ですが、平成19年3月末の数値を基準値として、24年1月の目標値は、小学生以下、中学生の合計で11万5,000人、率で18%増を目標値といたしました。現在のところ、目標値には達していませんけれども、基準値に比べて14.4%増加し、小学生以下と中学生の合計で11万1,416人となりました。

続いて7ページの2、区立図書館における年間貸出冊数の増加です。こちらは計画当初の目標値を期間中に超えることができ、新たな目標値、小学生以下と中学生の合計で41万6,000冊を設定し、現在取り組んでいるところです。

1番、2番に共通することとして今後も区立図書館は子どもが図書館を利用する多くの機会をつくっていき、サービス内容の周知を図るとともに、魅力ある図書の充実を図ってまいります。

次に8ページの区立図書館における団体貸出利用率の増加です。19年3月末を基準値といたしまして、24年1月は率で20%増を目標としております。現在のところ、目標値には達していませんけれども、基準値に比べて12.1%増加しております。

次に9ページの4、区立図書館における団体貸出冊数の増加です。こちらも計画当初の目標値を期間中に超えることができ、新たな目標値4万2,000冊を設定し、現在取り組んでいるところです。現在のところ、新たな目標値には達していませんが、基準値に比べて31.1%、3万9,015冊と大きく増加することができました。

3番、4番の団体貸し出しにつきましては、今後も団体貸出専用図書の充実を図るとともに、来館以外のさまざまな方法で団体貸出を提供できるように取り組みを行っていくことが必要であると考えております。

続いて10ページの不読者率の減少です。平成19年3月末数値を基準値といたしまして、現在のところ、目標値には達していませんが基準値に比べて小学生は2.6ポイント、中学生は4.8ポイント減少しております。今後も児童・生徒の読書習慣の定着が図られるように、朝読書の時間の一層の確保や、学級文庫の充実、教職員が連携して教育活動における学校図書館の利活用を一層推進してまいります。

続きまして、今回の第三次推進計画で新たに展開する事業でございます。15ページをお開きいただけますでしょうか。

新たな計画では、次の5つの事業に取り組んでまいります。

1つ目は子ども読書の日の普及啓発です。先ほど、この計画の3つの視点でも触れましたが、子ども読書の日、4月23日と4月23日から5月12日の子ども読書週間を新宿区の子ども読書活動の普及啓発に努める機会といたしまして、全所管課で取り組んでまいります。例えば子ども読書の日、または子どもの読書週間の表記を各種だより、学校だより、保育園だより、児童館だより等に表記してまいります。また読書週間のロゴマークをたよりに掲載し周知してまいります。また期間中に保護者会が行われた場合には、図書館の利用案内や読書週間の説明を行っていくことも検討しております。

次に学校図書館司書の全校配置です。子どもの読書活動を推進するとともに、学校図書館を調べ学習等の教育活動に一層活用するため、区立小・中学校39校へ学校図書館司書を2校に1人配置いたしまして、児童・生徒への読書案内やレファレンスを行ってまいります。また学校図書館システムを活用して計画的な図書の購入を行い、蔵書の充実を図ります。

3つ目は読み聞かせ講習会の開催です。子どもに読み聞かせをしたいが読み聞かせの方法がわからない、どんな本を読んでいいかわからないといった声を聞くことができます。区立小学校図書ボランティア・保護者を対象に、読み聞かせ講習会を開催し、家庭・地域・学校での絵本の読み聞かせの充実を図ってまいります。

4つ目は図書館利用案内等、説明会の開催です。区立小学3、4年生及び中学1年生を対象に、区立図書館の利用案内、本の分類方法などについて、利用希望のあった小学校、中学校に図書館職員が出張して説明会を開催してまいります。

5つ目は新刊選書リストの作成、提供です。区立図書館が購入した新刊本の中から学校での活用に推薦する選書リストを作成いたしまして、小・中学校に提供いたします。学校図書館の選書の参考資料のほか、区立図書館の資料の所蔵リストとして活用することができます。

続いて18ページをご覧ください。第三次推進計画の施策の体系です。5つの項目、家庭・地域、こども図書館及び地域図書館、区立学校、幼稚園・保育園・子ども園、子ども総合センター・保健センター・男女共同参画推進センターに分け、新規事業を含め、全部で59の事業に取り組んでまいります。

以上が第三次推進計画素案の概要でございます。

またこの計画の期間ですが平成24年度から27年度の4年間でございます。

以上、ざっばくでございますが、説明を終わります。

○松尾委員長 説明が終わりました。

議案第65号について御意見、御質問ある方は、どうぞお願いいたします。

これは提案理由の中に、報酬の額を改定するほか規定を整備する必要があるとございますが、この規定の整備というのはどの部分に該当するのでしょうか。

○**教育調整課長** 新旧対照表をご覧いただきたいのですが、こちらに現行と改正案がございます。現行のところをご覧いただきますと、アラビア数字で「308,000円」となっています。改正案のところでは「30万7,000円」ということで、条項中に何々万何円というような形で表記の仕方を変えたということ、これは他の条例の表記についてはこういった形でやっており、整合を持たせる必要があるため行ったということでございます。

○**松尾委員長** 現在、そういう形で統一的に表記しているということによろしいですか。わかりました。

ほかに何か御意見、御質問ございますでしょうか。

特にないようでしたら、討論、及び質疑を終了いたします。

議案第65号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○**松尾委員長** 議案第65号は原案のとおり決定いたしました。

次に議案第66号について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

ございませんか。

御意見、御質問がないようでしたら、討論及び質疑を終了いたします。

議案第66号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○**松尾委員長** 議案第66号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第67号について、御意見、御質問をどうぞ。いかがでしょうか。

○**白井委員** 意見ですけれども、新たな第三次子ども読書活動ということで、第二次のほうもかなり数値目標をもとに頑張ってきていただいていると思います。第三次に関して言えば、数値目標ももちろんなんですけれども、数にこだわらないで、読書というものの楽しさとか、もたらす人間形成の影響、本当のねらいはそこにあると思いますので、そういう視点を忘れないで、学校における読書活動の推進等々、また教育委員会としての教育行政もそういう視点を忘れないでやっていただけたらと思います。

○**松尾委員長** 初めにお聞きするべきところだったかも知れませんが、議案として第三次新宿区子ども読書活動推進計画（素案）についてと提出されておりますが、議案というのはこ

の素案をこの場で了承して、今後パブリックコメント等を通じて案を作成するということを議決すると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○中央図書館長 パブリックコメントについては、この後、報告ということでさせていただきますけれども、ここでの議案というのは、計画の素案について教育委員会として決定するというので、この素案について了承していただくということでございます。

また本計画につきましては、パブリックコメントの後、3月に本計画ということで教育委員会に議案として提出する、このような手続で考えております。

○松尾委員長 そうしますと、これがまず素案をこの場で了承して、その後の経過を経て、案ができたときに再度議案として出てくると、そういう流れですね。わかりました。

1点お伺いしたいのですが、5ページの真ん中あたりに、子どもの読書活動の楽しさや大切さについて、各主管課での取り組みが進んでいます。なぜ子どもが本に親しむことが大切なのかという意識啓発が重要であり、区民と連携して読書活動を推進していくことが求められていますというふうに書かれておりますが、なぜ子どもが本に親しむことが大切なのかという基本的な問いについて、中央図書館ではどのような御見解をお持ちか、お聞かせ願えればありがたいと思います。

○中央図書館長 子どもの読書活動につきましては、子どもが言葉を学び、感性を磨き、思考力や表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠かせないものと考えております。

また、読書によって、子どもは普段の生活では得られない物語の世界を体験することができ、科学や歴史、社会の出来事を多く知ることができ、そのことにより自分の思いや考えを持ち、それを高めていくことができます。そういった意味で子どもの読書活動というのは非常に大事なものだと考えております。

○松尾委員長 どうもありがとうございました。

今話を聞いて大変うれしく思います。いい話だったと思います。

ほかに何か御意見、御質問ございますでしょうか。

それでは議案第67号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○松尾委員長 議案第67号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第68号を非公開により審議いたします。恐縮ですが、傍聴人の方は議場より退席をお願いいたします。

○松尾委員長 以上で本日の議事は終了いたしました。

◆ 報告1 第三次新宿区子ども読書活動推進計画（素案）に対するパブリックコメントの実施について

○松尾委員長 次に、事務局からの報告を受けます。事務局から説明をお願いいたします。

○中央図書館長 それでは報告1、第三次新宿区子ども読書活動推進計画（素案）に対するパブリックコメントの実施について、御報告させていただきます。こちらの資料の3ページ目、4のパブリックコメントの実施のところになります。

先ほど67号議案で御審議をいただきました第三次新宿区子ども読書活動推進計画（素案）に対しまして、広く区民の皆様から意見を求めていくためにパブリックコメントを実施するものでございます。4番のパブリックコメントの実施のところをご覧いただきたいと思っております。

募集期間は12月15日（木曜日）から1月15日（日曜日）までの1カ月間。広報しんじゅくの12月15日号及び区のホームページに素案を公表いたしまして、御意見を伺うものでございます。

提出方法は郵送、ファクス、電子メール、各区立図書館に持参で受け付けをしております。

また素案は各区立図書館、教育調整課、広聴担当課、区政情報センター、特別出張所でも閲覧ができるものでございます。

今後のスケジュールでございますが、パブリックコメントを実施後、3月の教育委員会で本計画の御審議をいただく予定で進めてまいります。

以上、御報告を終わります。

○松尾委員長 説明が終わりました。報告1について、御意見、御質問のある方はどうぞお願いいたします。

○白井委員 この意見用紙というのは、大体どこに置いてあるんですか。

○中央図書館長 これは各区立図書館、教育調整課、広聴担当課、区政情報センター、特別出張所に置いております。

○松尾委員長 これはインターネットなどでは意見を述べることはできますか。

○中央図書館長 御意見もメールで受けることができるようになっていきます。

○松尾委員長 メールですか。この意見用紙はダウンロードして自分でプリントアウトすることもできますか。

○中央図書館長 はい。可能です。

○松尾委員長 分かりました。

そのほか、御意見、御質問ございますでしょうか。

○菊池委員 パブリックコメントのことではないのですが、先ほどの議案のほうの説明のときにちょっと触れられた、報告1の2ページ目の(3)の計画の5つの数値目標の中で、この目標は量の大きさをあらわすだけではなくて質的な高まりをあらわすものも設定しましたという中で、⑤読書が好きな児童・生徒の割合の増加をとおっしゃられたと思いますけれども、質的な高まりをあらわすものと読書が好きな児童・生徒の割合の増加という部分がどういうふうに関連するのかなというふうな疑問を持ったんですけれども。

○中央図書館長 今回、第三次推進計画をつくるに当たりまして、いわゆる客観的な数値を求めていくということも必要ですが、やはりその結果、児童・生徒にどういった影響を与えたのかという質的な高まりを考えていく中で、どのような項目でアンケート調査を行えば、そういったところがかかれるかというところで検討したわけでございます。

そういった中で読書が好きな児童・生徒の割合の増加というところであれば、今までも調査してきたところもありますし、今回は教育支援課のほうから各学校に調査を入れましたけれども、11月末で数値がとれましたので、これを今後どれだけ児童・生徒が読書が好きになっていくのかと、一つの目安として数値目標を入れさせていただいたというものでございます。

○松尾委員長 よろしいですか。

○菊池委員 それは、質的な高まりというのは、喜んで読んでいるという、そういう意味で質的に高まっているという解釈でよろしいでしょうか。楽しんで読んでいるというように。

○中央図書館長 それもありますけれども、いわゆる本が好きになっていただければいいかなというように思っています。調査では、多くの方、小学生、中学生で一定の割合で本が好きだというように答えてもらっていますけれども、やはりそれを増やしていく、いろいろな施策を通じて、そういった高まりを目指していくということで今回、数値目標を入れさせていただいたというものでございます。

○菊池委員 わかりました。ありがとうございます。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

◆ 報告2 その他

○松尾委員長 ないようでしたら、次に本日の日程で、報告2、その他となっておりますが、事務局から報告事項はございますでしょうか。

○教育調整課長 その他といたしまして、放射能対策の現状につきまして、学校運営課長から御報告申し上げたいと思います。

○学校運営課長 私から放射能対策の現状について御報告をいたします。

これは東日本大震災の被災者支援対策本部放射能影響等対策部会でまとめまして、昨日の新宿区議会防災等安全対策特別委員会でも御報告しているものでございます。

1の今後の空間放射線量測定についてです。高放射線が予測されるポイントとして雨どい等の雨水が集まる場所というのがわかってきております。今後、区内の子どもが集まる保育園、小・中学校等の雨どい等の空間放射線量の調査を実施するというところでございます。測定期間は12月上旬から来年1月下旬ぐらいでございます。測定者が生活環境課、衛生課、施設所管部署——この施設所管部署が教育委員会事務局に当たります。

測定機器が、日立アロカメディカルTCS-172B、2台でございます。これは以前にすべての学校で測定したときの機械よりも性能が良いものになっております。

測定施設は136施設です。教育委員会事務局としては記載のとおりでございます。これに関しましては私立も含んでおります。私立に関しては希望制ということになっております。

測定箇所は、1施設2カ所程度、地上5センチと1メートル。雨どい等の雨水が集まる場所、及びその周辺等で高い線量率が予測されるポイントでございます。

測定結果につきましてはホームページに公表いたします。

裏面、2の除染等の実施についてでございます。区有施設で地上1メートルで毎時0.23マイクロシーベルト以上の数値が測定された場合、周囲を立ち入れないよう措置をし、除染をする。除去した土砂等は原則として、その施設に埋める等の一時保管とする。これは国の基準及び国の方針にのっとったものでございます。

さらに新宿区におきましては、(2)でございますが、保育園の園庭等では、地上5センチメートルで毎時0.23マイクロシーベルト以上の数値が測定された場合には、周囲を立ち入れないよう措置をし、必要な措置を講ずるということでございます。ここにおきまして、実際、先週、1つの小学校で体育館雨どい真下の砂利の5センチメートル上で毎時0.23マイク

ロシーベルト以上の値が検出されました。0.41マイクロシーベルトでございました。地上1メートルは0.09マイクロシーベルトです。この結果を受け、必要な措置を講じました。これは砂利を取り除き、土嚢袋に詰め、ビニールシートをかけて学校で一時保管ということをしております。

3の貸出用測定器の増設についてです。区では9月2台、11月3台を貸し出ししております。ただし、12月末までの予約は既にいっぱいになっている状況を踏まえ、今後貸し出し台数を1台増やして、1月から実施します。より多くの区民に御利用いただけるよう、充実を図っていくということでございます。

以上でございます。

○松尾委員長 ただいまの御報告につきまして、御意見、御質問ございますか。

素朴な感想として、なぜ今になってという感じがするわけですが、雨水が集まる場所で高い放射線量が検出される傾向があるということは従前よりわかっていたことでありますので、それに対する対策を今まで特にとつてこなかったのでしょうか。

○学校運営課長 雨水、実際には雨どいというところには注目されてきたというのは、区全体として一定の認識を持っていたわけでございます。

それで具体的には10月に文部科学省から放射線測定に関するガイドラインというのが出ました。それらを受けて、区としても改めて認識し、こちらに放射線が予測されるポイントとして一つ、雨どい、それから例えばそれ以外にも木の根元とか、そういうのが幾つか出てきましたので、それらを改めて検証して、改めて考慮して、新宿区としてもこれからきちんとまた測定していくと、そういう視点になります。

○松尾委員長 その地点というのは子どもが立ち入る箇所に該当しますか。

○学校運営課長 基本的に現在のところ、まずは子どもが集まる場所、そこを中心に測定していくということです。雨どい等は当然学校とか保育園にあるわけですから、そういう構造になっていますので、そのあたりを中心にまずは調べていくというのが大事だという観点です。

その後どのようにまた広げていくかということは、また改めて放射能影響等対策部会で検討していくということになっています。

○教育長 先ほどの委員長の御意見ですが、新宿区で測定しましたときに、学校の校庭の真ん中だけではなく、当時はプールのプールサイドなども非常に線量が高いのではないかと心配されていた部分もありました。

安全であることを確認して安心できるのかどうかというための検査ですので、学校の希望

など入れて、検査してきたわけです。しかし、秋以降、新宿区の周辺の区でも高い地点などが出てきたので、また貸出機械も教育委員会に1台配備されましたので、各学校もそれを持って帰って、さまざまに検査してきた経緯がありました。

今回、さらに性能のいい機械も配備されたということで調査が入りますので、調査してもらって、高い線量が出た部分、先ほどの話では1メートルという基準ではないわけですが、子どもの施設なので地上5センチの部分でも心配な部分が出たら、対応していくということで、子どもの施設を所管する教育委員会としては、一定対策が進みましたので、学校にも周知して、事務局としてきちんとやっていきたいと思っております。

○松尾委員長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

事務局からは、その他、報告事項はございますか。

○教育調整課長 特にございません。

○松尾委員長 それでは報告事項は以上で終了いたします。

◎ 閉 会

○松尾委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。

午前10時25分閉会